

建設現場の遠隔臨場に係る
物品貸借借通信（モバイル Wi-Fi）契約

仕 様 書

福岡県県土整備部県土整備企画課

仕 様 書

1. 契約の概要

賃貸者は、下記4に記載する物品を、賃貸借期間中福岡県に提供し、福岡県はその賃借料を支払う。

2. 賃貸借期間

令和8年5月1日から令和13年4月30日（60ヶ月）

3. 契約の内容

(1) モバイルルータのリース（通信料金含む）

※パソコンとモバイルルータの接続設定は福岡県が行うものとする。

(2) 以下5に記載する物品の保守

4. 提供物品の要件

【モバイルルータ（通信料金含む）】

数量 53台

仕様 SIM：ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルいずれかの回線（MVNO不可）

パケット通信量：1枚あたり月間50GB程度

5. 物品の保守

貸借者は、物品の賃貸借期間中、物品を良好に使用できるよう、必要な保守を行わなければならないものとし、保守内容は以下のとおりとする。

① 故障時の問い合わせ対応（県土整備部県土整備企画課技術調査室からの問い合わせ対応）

受付時間…午前9時から午後5時まで（平日のみ）

（受付時間によっては翌営業日の対応となることを可とする。）

② 令和8年5月1日から令和13年4月30日まで回線期間中の代替機補償

③ 上記保証以外の保守対応費用については貸借者負担とする。

6. 納入場所

- ・福岡県県土整備部県土整備企画課技術調査室

納品確認後、技術調査室より県土整備企画課及び県土整備部各出先機関に配備する。

配備先及び台数は別表のとおり。

返却時、外装不要とする。

7. 納入期限

- ・令和8年4月30日までに準備が出来次第順次納品すること。

ただし、賃貸借期間の開始日の前日までに物品の納品ができないときは、その理由を付して福岡県に納品の延期を申し出なければならない。

8. 支払方法

- ・月ごとの精算払いとする。

9. 暴力団排除に関する誓約書

- ・契約締結に当たっては、暴力団排除条項に関する誓約書を提出すること。

10. その他

- ・賃貸者は契約後、直ちに納品の作業計画書を提出すること。
- ・提供物品は、福岡県の承認のもと決定すること。
- ・3の契約の内容に係る費用はすべて見積り金額に含むものとする。

(別表)

配備先及び台数

県土整備企画課	2台
福岡県土整備事務所	4台
福岡県土整備事務所 前原支所	1台
久留米県土整備事務所	7台
南筑後県土整備事務所	3台
南筑後県土整備事務所 柳川支所	2台
直方県土整備事務所	4台
京築県土整備事務所	3台
京築県土整備事務所 行橋支所	1台
朝倉県土整備事務所	3台
八女県土整備事務所	4台
北九州県土整備事務所	4台
北九州県土整備事務所 宗像支所	1台
田川県土整備事務所	4台
飯塚県土整備事務所	5台
那珂県土整備事務所	4台
苅田港務所	1台
合 計	53台